

有料公園施設料金表

3. 藤岡渡良瀬運動公園			単位	使用料 (改定前)	使用料 (改定後)
区分					
テニスコート	(1面につき)	スポーツ	1時間につき	400	420
		集会等	1時間につき	1,000	1,040
		営利等	1時間につき	4,000	4,190
野球(ソフトボール)場	A	スポーツ	1時間につき	500	520
		集会等	1時間につき	1,250	1,300
		営利等	1時間につき	5,000	5,230
	B	スポーツ	1時間につき	400	420
		集会等	1時間につき	1,000	1,040
		営利等	1時間につき	4,000	4,190
	C	スポーツ	1時間につき	400	420
		集会等	1時間につき	1,000	1,040
		営利等	1時間につき	4,000	4,190
	D	スポーツ	1時間につき	400	420
		集会等	1時間につき	1,000	1,040
		営利等	1時間につき	4,000	4,190
野球(ソフトボール)場 夜間照明設備			30分につき	1,000	1,040
陸上競技場(団体)	スポーツ	1時間につき	800	830	
	集会等	1時間につき	2,000	2,090	
	営利等	1時間につき	8,000	8,380	
サッカー場	スポーツ	1時間につき	500	520	
	集会等	1時間につき	1,250	1,300	
	営利等	1時間につき	5,000	5,230	

備考

1 市外の者(市内事業所に勤務する者並びに小山市、下都賀郡野木町、茨城県古河市、埼玉県加須市及び群馬県邑楽郡板倉町に住所を有する者を除く。)が利用する場合の使用料(野球(ソフトボール)場夜間照明設備を除く。)は、この表に定める使用料の1.5倍の額とする。

2 利用時間が単位未満であるとき又は利用時間に単位未満の端数があるときは、その単位未満の時間を1単位として計算する。

3 テニスコート、野球(ソフトボール)場、陸上競技場及びサッカー場を、入場料(入場料、会費、賛助費、寄附金等いずれの名義又は名目を問わず、入場のために要する対価をいう。)を徴収して利用する場合の使用料は、この表に定める使用料の2倍の額とする。